

介護老人福祉施設 旭が丘ホーム 重要事項説明書

1 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 乙の国福社会
- (2) 法人所在地 京都府長岡京市井ノ内朝日寺 23 番
- (3) 電話番号 075-955-9000
- (4) 代表者名 理事長 田村 啓子
- (5) 設立年月日 昭和 60 年 10 月 1 日

2 ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設 平成 12 年 4 月 1 日指定
(京都府第 73000051 号)
- (2) 指定介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、ご利用者（契約者）がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営むために必要な居室および共用施設等をご利用いただき、介護福祉サービスを提供します。
この施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。
- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム旭が丘ホーム
- (4) 施設の所在地 京都府長岡京市井ノ内朝日寺 23 番
- (5) 電話番号 075-955-9000
F A X 番号 075-955-4232
- (6) 施設長・管理者 川 勝彦
- (7) 開設年月日 昭和 61 年 5 月 1 日
- (8) 入所定員 80 名

3 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として4人部屋ですが、個室への入居をご希望される場合は、その旨お申し出ください。(但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に添えない場合もあります。)

居室・設備の種類	室数	備考
個室(一人部屋)	4室	
4人部屋	24室	
合計	28室	
食堂	1室	
機能回復訓練室	2室	【主な設備】 昇降台、平行棒等
浴室	2室	一般浴、機械浴、特殊浴槽
医務室	1室	旭が丘ホーム診療所(保健医療機関)
静養室	1室	

※上記は厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務付けられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担頂く費用はありません。(居住費・旭が丘ホーム診療代を除く)

◎居室の変更：ご契約者から居室の変更希望があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

◎居室に関する特記事項：トイレの場所は各階2箇所

(2) 利用に当たって別途利用料金をご負担いただく施設・整備

理美容代	毎月1回 第1木曜日	有限会社 ラルジュ(委託契約)
------	---------------	-----------------

※上記は、介護保険の給付対象とならないため、ご利用の際は、ご利用者に別途利用料金をご負担頂きます。

4 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を満たしています。

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

職 種	常 勤	非常勤	適 用
1. 施設長 (管理者)	1 名		
2. 施設次長 (管理補佐)	1 名		
3. 介護職員	22 名	12 名	※常勤換算 6.4 名
4. 生活相談員	2 名		
5. 看護職員	3 名	3 名	
6. 機能訓練指導員		1 名	
7. 介護支援専門員	1 名		
8. 管理栄養士	1 名		
9. 医師		4 名	内科
		1 名	精神科

※ 常勤換算:職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数 (40 時間) の総数で除した数です。

(例)週 8 時間勤務の介護職員が 5 名いる場合、常勤換算では、1 名 (8 時間 × 5 名 ÷ 40 時間 = 1 名) となります。

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤 務 体 制
1. 医 師	内科 毎週 月・水・金 14:00 ~ 16:00
	精神科 月 2回 各 2時間
2. 介護職員	早出 7:00 ~ 16:00
	日勤 9:00 ~ 18:00
	遅出 9:30 ~ 18:30
	10:00 ~ 19:00
夜勤 16:30 ~ 9:30	
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員
4. 機能訓練指導員	週 1 回

5 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて (契約書第4条参照)

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご利用者にご負担いただく場合

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の9割(通常)が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①食事

- ・ 当施設では、栄養士(管理栄養士)の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。
- ・ ご利用者の体調やご希望に応じ、食事時間や場所に配慮しております。

(食事時間)

朝食 7:30～ 昼食 12:00～ 夕食 17:45～

②入浴

- ・ 入浴又は清拭を週2回以上行います。
- ・ 寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することもできます。

③排泄

- ・ 排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・ 機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・ 医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

- ・ 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・ 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

〈サービス利用料金(1日あたり)〉

下記及び別紙の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。

（サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。）

要介護度別の自己負担額につきましては、別紙をご参照ください。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①食事費用（食材料費+調理費用） 1日あたり 1,470円

②居住費 1日あたり 多床室(4人部屋) 370円 個室 1,150円

（※平成27年8月1日より多床室の居室代金に¥840が加算されます。）

③特別な食事（酒を含みます。）

ご利用者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

（特別な食事や間食の持ち込みも可能です。持ち込まれる際は、職員にご相談下さい。）

④理髪・美容

【理髪サービス】

月に1回、理容師の出張による理髪サービス（整髪、顔剃、洗髪）をご利用いただけます。

利用料金：一回あたり 2,300円

【美容サービス】

月に1回、美容師の出張による美容サービス（整髪、パーマ、洗髪）をご利用いただけます。

利用料金：一回あたり 2,000円

（パーマご利用の場合 7,000円 毛染めご利用の場合 4,000円）

⑤レクリエーション、クラブ活動

ご契約者のご希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加して頂くことができます。

利用料金：材料代や交通費等の実費をいただくことがあります。

（特別に費用が必要な場合には事前にお知らせ致します。）

⑥その他

預かり金管理委任料 1カ月 500円

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

6 協力医療機関

医療機関の名称	済生会京都府病院
所在地	長岡京市今里南平尾8番地
診療科	内科、循環器科、整形外科、皮膚科、耳鼻咽喉科、眼科

7 非常災害対策

災害時の対応	自動通報装置及び館内放送で早急にお知らせします。
防災設備	消火器具、スプリンクラー装置、非常電話、自動火災通報設備 避難器具、防排煙制御装置、誘導灯及び誘導標識
防災訓練	年3回実施
防火責任者	施設長 川 勝彦

8 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。したがって、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご利用者に退所していただくこととなります。（契約書第2条2項・第9条）

<p>①要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合。 （但し、ご契約者が平成12年4月1日以前からホームに入所している場合、本号は平成22年3月31日まで適用されません。）</p> <p>②事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合。</p> <p>③施設の滅失や毀損により、サービスの提供が不可能になった場合。</p> <p>④ホームが介護保険の指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合。</p> <p>⑤ご契約者から退所の申し出が合った場合。（詳細は以下をご参照ください。）</p> <p>⑥事業者から退所の申し出を行った場合。（詳細は以下をご参照ください。）</p>

(1) ご利用者からの退所の申し出 (契約解除) (契約書第8条参照)

契約の有効期間であっても、ご利用者から退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① ご契約者が入院された場合。
- ② 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体、財物、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- ④ ほかの利用者のご利用者の身体、財物、信用等を傷つけた場合、または傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合。

(2) 事業者のからの申し出により退所していただく場合 (契約解除) (契約書第9条参照)

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただく場合があります。

- ① ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ② 利用者の提出した別紙健康診査証記載の内容に疑問が生じたことにより、事業者が利用者に対し、医師の再検診をうけるよう要請したにもかかわらず利用者が再検診の受診を拒否した場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者またはサービス従事者もしくは他の利用者等の生命、身体、財物、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどよって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ④ 利用者が病院又は診療所に入院し、明らかに3か月以内に退院できる見込がない場合又は入院後3か月を経過しても退院できないことが明らかになった場合。
- ⑤ 利用者の医療依存度が高くなり、常時医療管理が必要になった時。
- ⑥ 認知症や、その他精神疾患などによって生じる行為の結果、生命をおびやかされる危険が生じ、サービスの継続が困難とされる時。
- ⑦ 利用者のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく3か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合。
- ⑧ 利用者が他の介護保険施設に入所した場合。

利用者が病院などに入院された場合の対応について

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

①検査入院など 7日間以内の入院の場合
7日間以内入院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。 但し、入院期間中であっても、所定の料金をご負担いただきます。 1日当たり 268円 (処遇改善加算を含む)

②3ヶ月以内の退院が見込まれない場合
3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。

(3) 円滑な退所のための援助 (契約書第11条参照)

ご利用者が当施設を退所する場合には、ご利用者の希望により、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のための必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

①適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設などの紹介
②居宅介護支援事業者の紹介
③その他の保健医療福祉サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

9 身元引受人

契約締結にあたり、原則として身元引受人が必要です。

入所契約終了後、当施設に残されたご利用者の所持品 (残置物) をご利用者自身又は、身元引受人が引き取れない場合には事前に、「残置物引取人 (友人、知人隣近所の方)」を定めていただきます。

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物の処置を行います。

※入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは、可能です。

10 緊急時、事故発生時の対応

緊急を要する場合で医師不在時は、速やかに緊急車輛等を要請するなどして受診し、当該入所者の家族、市町村等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じます。

また賠償すべき事故の発生した場合は、その損害賠償について理事会などしかるべき会で検討し必要があれば賠償します。

1 1 苦情の受付について（契約書第16条参照）

（1）当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口（受付時間） 9：00 ～ 18：00

担当者 生活相談員 堂東 若菜

（2）苦情解決責任者 特別養護老人ホーム旭が丘ホーム 施設長 川 勝彦

（3）第三者委員

① 社会福祉法人乙の国福社会評議員 野村 治之 氏

長岡京市井ノ内北内畑2-2 075-951-0645

② 社会福祉法人乙の国福社会評議員 余語 光子 氏

長岡京市今里3丁目16-1 075-954-4545

（4）その他

当施設以外にも居宅介護支援事業所、各市役所、国民健康保険団体連合会等でも苦情を受け付けています。

（5）苦情解決の方法

① 苦情の受付

苦情は、面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。
なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

② 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を、苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告致します。第三者委員は、内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を報告します。

③ 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は苦情申出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。
その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立ち会いを求めることができます。

④ 福祉サービス運営適正化委員会の紹介

（または、介護保険事業所や国民健康保険団体連合会、市町村の紹介）

本事業所で解決できない苦情は、京都府社会福祉協議会内に設置された、京都府福祉サービス運営適正化委員会事務局に申し出ることが出来ます。

- ・京都府福祉サービス運営適正化委員会 (075-252-2152)
- ・国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口 (075-354-9090)
- ・長岡京市役所 高齢介護課 (代表 075-951-2121)
- ・向日市役所 高齢介護課 (代表 075-931-1111)
- ・大山崎町役場 高齢介護係 (代表 075-956-2101)

標準負担額 （平成 27 年 4 月 1 日現在）

多床室（4 人部屋） 1 日あたり（処遇改善加算を含む）

① ご利用者の要介護度と	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
サービス利用料	7,106円	7,825円	8,565円	9,294円	10,002円
② うち、介護保険から給付される金額	6,395円	7,042円	7,708円	8,364円	9,001円
④ サービス利用に係る	711円	783円	857円	930円	1,001円
自己負担額（①－②）					

個室 1 日あたり（処遇改善加算を含む）

① ご利用者の要介護度と	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
サービス利用料	6,593円	7,322円	8,061円	8,791円	9,499円
② うち、介護保険から給付される金額	5,933円	6,589円	7,254円	7,911円	8,549円
③ サービス利用に係る	660円	733円	807円	880円	950円
自己負担額（①－②）					

ご利用者がまだ要介護認定を受けておられない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けられた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

個人情報保護に対する基本方針

社会福祉法人乙の国福祉会（以下、「法人」という）は、ご利用者様等の個人情報を適切に取り扱うことは、介護サービスに携わるものの重大な責務と考えます。

当法人が保有するご利用者様等の個人情報に関し適正かつ適切な取扱いに努力するとともに、広く社会からの信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図ることをここに宣言します。

記

1. 個人情報の適切な取得、管理、利用、開示、委託

- ① 個人情報の取得にあたり、利用目的を明示した上で、必要な範囲の情報を取得し、利用目的を通知または公表し、その範囲内で利用します。
- ② 個人情報の取得・利用・第三者提供にあたり、ご本人様の同意を得ることとします。
- ③ 当法人が委託をする医療・介護関係事業者は、業務の委託に当たり、個人情報保護法とガイドラインの趣旨を理解し、それに沿った対応を行う事業者を選定し、かつ秘密保持契約を締結した上で情報提供し、委託先への適切な監督をします。

2. 個人情報の安全性確保の措置

- ① 当法人は、個人情報保護の取り組みを全役職員等に周知徹底させるために、個人情報保護に関する規程類を整備し、必要な教育を継続的に行います。
- ② 個人情報への不正アクセス、個人情報の漏えい、滅失、またはき損の予防及び是正のために、当法人において規程を整備し安全対策に努めます。

3. 個人情報の開示・訂正・更新・利用停止・削除への対応

当法人はご本人様が自己の個人情報について、開示・訂正・更新・利用停止・削除等の申し出がある場合には、速やかに対応します。これらを希望される場合には、こちら（個人情報相談窓口 担当 事務室 大西 ・ 生活相談員 堂東）
TEL 075-955-9000）までお問い合わせください。

4. 苦情の処理

当法人は、個人情報取扱に関する苦情に対し、適切かつ敏速な処理に努めます。

個人情報の利用目的

社会福祉法人 乙の国福祉会では、個人情報保護法及びご利用者様の権利と尊厳を守り安全管理に配慮する「個人情報に関する基本方針」の下、ここにご利用者様の個人情報の「利用目的」を公表します。

【ご利用者様への介護サービスの提供に必要な利用目的】

1. 施設内部での利用目的

- ① 施設がご利用者様等に提供する介護サービス
- ② 介護保険事務
- ③ 介護サービスの利用にかかる施設の管理運営業務のうち次のもの
 - ・ 入退所等の管理
 - ・ 会計、経理
 - ・ 介護事故、緊急時等の報告
 - ・ 当該ご利用者様の介護・医療サービスの向上

2. 他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ① 施設がご利用者様等に提供する介護サービスのうち
 - ・ その他の業務委託
 - ・ ご利用者様の診療等に当たり、外部の医師の意見・助言を求める場合
 - ・ ご家族様等への心身の状況説明
- ② 介護保険事務のうち
 - ・ 保険事務の委託（一部委託含む）
 - ・ 審査支払い機関へのレセプトの提出
 - ・ 審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
- ③ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】※13 ページにて詳細説明

1. 施設内部での利用に係る利用目的

- ① 施設の管理運営業務のうち次のもの
 - ・ 介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料
 - ・ 施設等において行われる学生等の実習への協力
 - ・ 施設において行われる事例研究等
 - ・ インターネット上での行事写真などの掲載（ホームページ・SNS など）

2. 他の事業者等への情報提供に係る利用目的

- ① 施設の管理運営業務のうち
 - ・ 外部監査機関、評価機関等への情報提供

なお、あらかじめご利用者様本人の同意を得ないで、利用目的の必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

社会福祉法人 乙の国福祉会
理事長 田村 啓子
介護老人福祉施設 旭が丘ホーム
施設長 川 勝彦

1. 施設内に掲示させていただいているもの

- ① 誕生日の掲示（名前・誕生日・年齢）・長寿番付
- ② 行事・レクリエーションでの写真や作品の掲示
- ③ ご利用者様の紹介写真（氏名・年齢）
- ④ ホームたより（行事レクリエーション活動の写真・年齢・名前）
- ⑤ 居室前に掲示するご利用者様の顔写真とお名前・居室担当者の顔写真
- ⑥ 廊下等に掲示している居室表
- ⑦ ベッドにご利用者様の名札の掲示

2. 家族に送付させていただいているもの

- ① ホームたより（行事レクリエーション活動の写真・名前・年齢）
- ② 長寿番付

3. インターネット上に掲載させていただいているもの

- ① ホームページでのホームたよりの掲載（行事レクリエーション活動の写真）
- ② SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）への行事レクリエーション活動等の写真掲載
※SNS 掲載については、旭が丘ホーム公式のものに限る

4. 実習生に開示させていただいているもの

- ① 名前・年齢・生活歴などの情報

以上のもの使用させていただいておりますが、お問い合わせ・ご質問がございましたら、（個人情報相談窓口 担当 事務室 大西 ・ 生活相談員 堂東）まで、ご一報ください。

